

小笠原に観光等で行かれる皆様へ

(林野庁からのお願い)

小笠原諸島の国有林は、小笠原独自の進化を遂げた多くの希少な動植物が生息・生育していることから、そのほとんどを「森林生態系保護地域」に指定し固有の生態系を保護しています。

この森林生態系保護地域（父島、南島及び母島）に観光等の目的で立ち入る場合には、森林の利用と生態系の保護との調整を図るために、講習を受けたガイド等の同行が必要です。詳しくは、小笠原諸島森林生態系保全センターにお問い合わせください。

また、父島、南島以外の父島列島、母島以外の母島列島、聳島列島、火山列島及び西之島の森林生態系保護地域（海岸を除く）については、観光等の目的では立ち入りできませんので、貴重な生態系の保護にご協力をお願いします。

なお、聳島については、観光等の目的での立ち入りの可否について、小笠原諸島森林生態系保護地域保全管理委員会で検討中です。

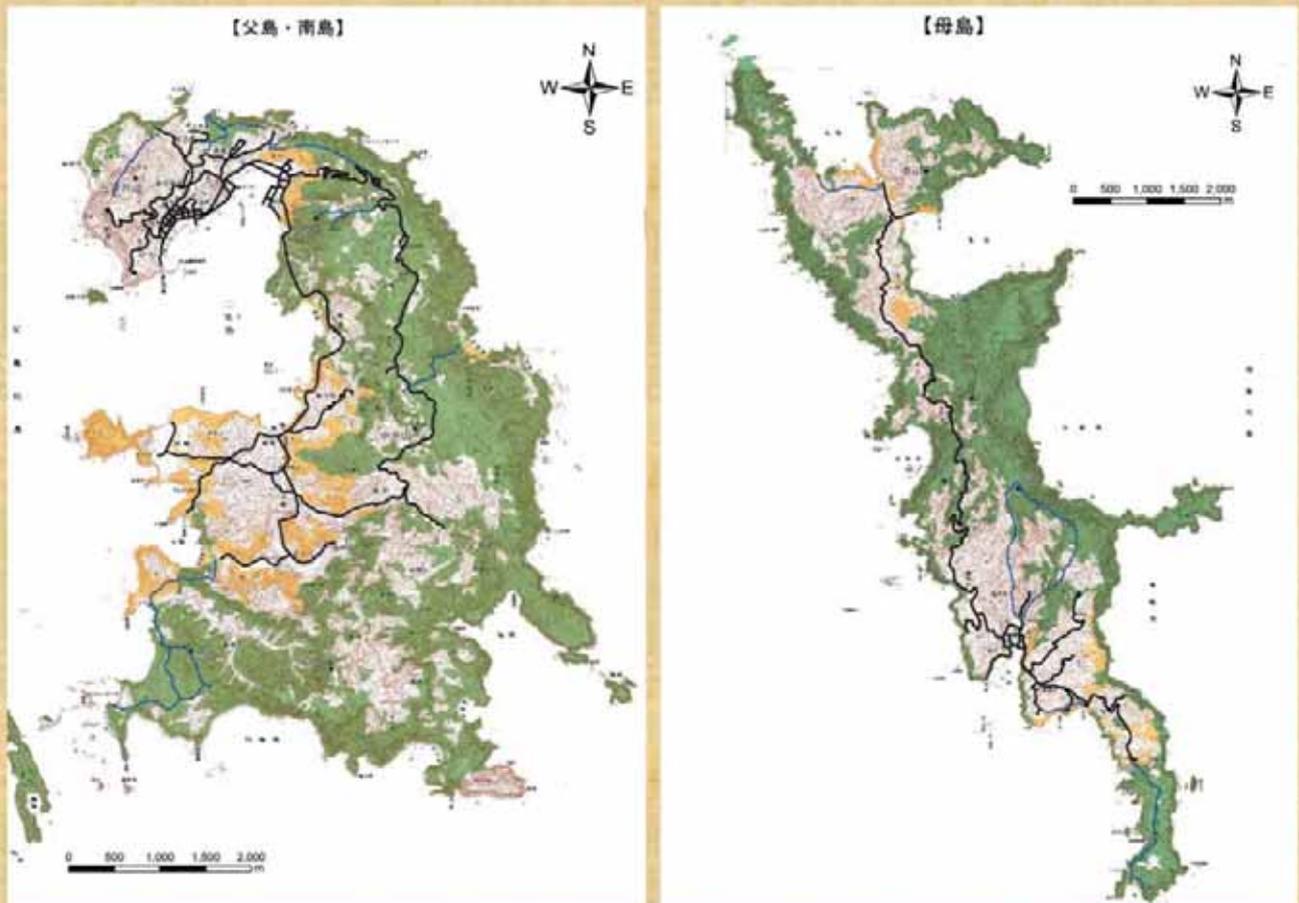


アカガシラカラスバト



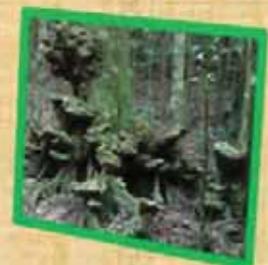
ムニンノボタン

講習を受けたガイド等の同行が必要な区域（下の図の車道、一般の利用に供する歩道、海岸を除く緑色及び黄色の区域）



ハハジマノボタン

凡 例	
項 目	配色
保存地区（コアゾーン）	緑色
保全利用地区（バッファゾーン）	黄色
車 道	黒線
一般の利用に供する歩道	青線



シマホルトノキ



問い合わせ先

関東森林管理局小笠原諸島森林生態系保全センター
小 笠 原 総 合 事 務 所 国 有 林 課

電話：04998-2-3403

電話：04998-2-2103

指定ルート等現地表示等の写真

指定ルート等入口の現地表示内容

竹筒カウンター

泥落としマット

設置箇所により2タイプ(大型:東平SA、小型:東平SA以外)

種子除去用ココロコ

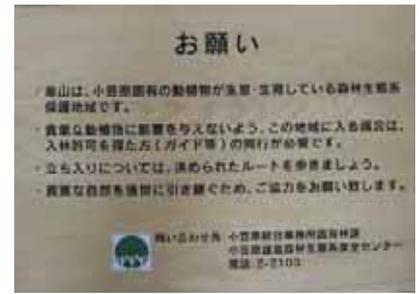
設置箇所により2タイプ(大型:東平SA/石門、小型:東平SA/石門以外)

ガイド等同行の表示看板

・東平SA、石門、桑ノ木山については、生態系保護地域説明看板の中にガイド等同行を記載

・上記以外の箇所については、右上看板を設置

(初寝・小港については、遊歩道であるため右上の看板は設置していない)



(1)夜明山西
+ + +



(3)傘山
+ + +



初寝遊歩道
+ +



東平SA



東平SA
+



東平SA



小港遊歩道
+ +



(9)巽道路終点
+ + +



(10)常世ノ滝
+ + +



(17)西浦



(16)桑ノ木山



(15)石門
+

利用講習会の開催状況

平成 20 年 9 月から平成 22 年 7 月までに、表のとおり、利用講習会（4 時間）を 10 回、島民や調査研究者向けの簡易な講習会を 173 回開催するとともに東京都と連携し東京都自然ガイド認定講習会での利用ルール等の講義を 18 回行い、合計で 201 回開催しました。

これらの講習会等での受講者は 1,137 名で、利用形態別でみるとガイドが 422 名、環境教育等の指導者が 70 名、調査・研究者が 186 名、村民が 459 名となっています。

表 利用講習会の開催状況（20 年 9 月～ 22 年 7 月）

	開催回数(回)	受講者数(人)	利用形態別(人)			
			ガイド	指導者	研究者	村民
利用講習会(4時間)	10	237	94	70	14	59
父	6	181	82	55	12	32
母	4	56	12	15	2	27
東京都自然ガイド認定講習会	18	328	328			
南島	12	283	283			
石門	6	45	45			
簡易な講習(調査・研究者)	72	172			172	
父	51	108			108	
母	2	4			4	
内	19	60			60	
簡易な講習(島民)	101	400				400
父	85	348				348
母	16	52				52
合計	201	1,137	422	70	186	459

注：指導者とは、具体的には高校教師等である

研究者には、行政が行う自然再生事業の調査者等を含む（入林許可にあたっては行政の入林届の場所に限定している）。

南島、石門以外の指定ルートに立ち入るため、東京都自然ガイド認定講習会と併せ利用講習会も受講しているガイドもいる（表中はそれぞれでカウントしている）。

母島の簡易な講習は毎月企画し、村民だよりで周知しているが、参加者がいなかった場合は、回数に含めていない。

指定ルートの利用状況

父島において、別紙（図2-1）の「東平SA」等7箇所、利用の目的等によって違う石を竹筒に入れる方法で、入り込み者数を把握した結果、平成22年度（4月～7月）の指定ルート等の利用者数は、表1のとおり、約3,700人であった。利用目的別では、観光利用が約4割、調査及び島民がそれぞれ約2割を占めている（平成21年度も同様の割合になっている）。カウンター設置場所からの行き先については、表2のとおり、サンクチュアリー自然観察路等、小港から中山峠方面がそれぞれ約4百人と多かった。

なお、カウンターを「一般の利用に供する歩道」に設置している場所もあり、行き先別から指定ルートのみ利用者数を推定すると、約2,500人で、利用目的別の割合は全数の割合とほぼ同じである。

また、母島観光協会の石門への「入山届」及びガイド、調査研究活動の「活動報告」に基づく母島における指定ルートの平成22年度（4月～7月）の利用者数は、表3のとおり、約240人でその約8割が石門であった。利用目的別では、行政が一番多く約4割を占めている。

表1 平成22年度父島指定ルート等の利用状況（4月～7月）

単位：人

設置場所	ガイド	観光	調査	島民	行政	計	備考
東平SA	102	317	336	64	116	935	
巽終点	55	172	172	155	33	587	
北袋沢	50	154	81	185	33	503	
夜明平	10	34	23	43	9	119	
傘山	34	115	45	44	46	284	
初寝浦	3	74	70	129	28	304	
小港	7	537	115	262	56	977	
合計	261	1,403	842	882	321	3,709	

表2 父島におけるカウンター設置場所毎の行き先別内訳（平成22年4月～7月）

○ 東平SA

	自然観察路	林内歩道	初寝山				計
ガイド	35	58	9				102
観光	132	158	27				317
調査	178	111	47				336
島民	32	21	11				64
行政	66	45	5				116
合計	443	393	99				935

○ 巽終点

	その先岩山	赤旗山方面	時雨山方面	つつじ山方面	西海岸方面	千尋岩方面	計
ガイド	38	5	3	6	0	3	55
観光	124	13	4	18	7	6	172
調査	27	8	51	72	14	0	172
島民	57	14	47	22	7	8	155
行政	9	5	8	5	0	6	33
合計	255	45	113	123	28	23	587

○ 北袋沢

	常世の滝	ワラビ谷	つつじ山方面	ガジュマル広場	西海岸	千尋岩方面	計
ガイド	1	3	3	1	1	41	50
観光	9	5	3	3	1	133	154
調査	9	8	10	14	9	31	81
島民	14	63	10	18	13	67	185
行政	0	0	0	0	13	20	33
合計	33	79	26	36	37	292	503

○ 夜明平

	ムスタング	ノボタン畑	ロラン(展望地)				計
ガイド	7	0	3				10
観光	21	2	11				34
調査	7	4	12				23
島民	27	3	13				43
行政	6	2	1				9
合計	68	11	40				119

○ 初寝浦

	展望地	初寝浦	石浦				計
ガイド	1	1	1				3
観光	23	44	7				74
調査	42	23	5				70
島民	15	47	67				129
行政	5	20	3				28
合計	86	135	83				304

○ 小港

	中山峠	中山峠岬	ブタ海岸	高山	ジョンビーチ		計
ガイド	2	0	2	0	3		7
観光	243	17	81	14	182		537
調査	23	6	36	11	39		115
島民	76	5	88	19	74		262
行政	32	2	0	1	21		56
合計	376	30	207	45	319		977

注：傘山は、目的地が1カ所のため内訳はない。

(参考) 平成21年度父島指定ルート等の利用状況

設置場所	ガイド	観光	調査	島民	行政	計	備 考
東平SA	319	1,147	1,177	248	329	3,220	
巽終点	139	623	318	261	172	1,513	
北袋沢	150	704	219	607	109	1,789	
夜明平	15	75	152	71	32	345	21年5月3日に設置
傘山	138	639	90	226	90	1,183	〃
初寝浦	13	372	289	443	215	1,332	〃
小港	42	2,041	241	902	191	3,417	〃
合計	816	5,601	2,486	2,758	1,138	12,799	

表3 平成22年度母島指定ルートの利用状況（4月～7月）

単位：人

設置場所	ガイド	観光	調査	島民	行政	計	備 考
東台	0	0	3	-	0	3	
長浜	0	0	2	-	0	2	
石門	25	57	14		95	191	
桑ノ木山	0	0	36	-	0	36	
西浦	0	0	1	-	0	1	
裏南京	2	0	1	-	0	3	
雄さん海岸	0	0	0	-	0	0	
裏高根	3	1	0	-	0	4	
鍋弦山	4	0	0	-	0	4	
合計	34	58	57	-	95	244	

注：石門については、母島観光協会への「入山届」者数であり、それ以外は商業活動、調査研究活動の「活動報告」により集計した利用者数である。このため、活動報告を必要としていない「島民」については把握していない。

センター業務の水場管理・希少動植物の巡視等については、「行政」にカウントしている。

父島・母島における今後のイエシロアリ対策の検討について

1. イエシロアリ対策検討の経緯

- 父島では、戦後、アメリカの統治時代に、米軍の建築資材とともにイエシロアリが侵入し（有力な説）、以降、島全域に生息域を拡大。
- 平成 7 年以降、小笠原村による本格的なイエシロアリ対策の実施。
- 平成 10 年、小笠原村は、「イエシロアリ等の母島への侵入防止に関する条例」を制定し、イエシロアリ侵入防止対策を本格化。
- 母島では、平成 3 年長浜トンネル開通記念植樹用として搬入された椰子にコウシュウイエシロアリ（森本（2001）は、コウシュウイエシロアリをイエシロアリの若いコロニーであると整理）が侵入したと言われているが、平成 18 年 3 月に終息検討段階に至ったとの記録もあるが、同年 6 月長浜トンネル以北で多数の集団を発見。
- 平成 22 年 6 月、小笠原村の調査により、母島の長浜トンネル周辺（南側）でコウシュウイエシロアリが発見され（国有林野内ではないが）、島民の不安が再起。
- 平成 22 年 7 月、小笠原村長から「事業者の責において、駆除の後処理を下記のとおり直ちに講じ、母島並びに父島村民の不安を払拭し理解を得られる万全の措置をとられることを強く要請いたします。」の公文書にて関係各位に要請（別紙 1）。

2. 関東森林管理局によるイエシロアリ対策

- 関東森林管理局では、平成 21 年度の外来植物修復事業で、専門家のアドバイスを受けながらイエシロアリ対策の具体的検討を開始（別紙 2）。
 <国有林内での当面のシロアリ対策>
 - ・小笠原村条例を遵守
 - ・住宅地区から約 500m 圏内の外来植物駆除の原則見合わせ
 - ・単木的な駆除方法（薬剤・伐採）の実施
 - ・駆除木の有効利用
 - ・平成 21 年度に、母島石門地区でシロアリのモニタリングを実施（イエシロアリを含むシロアリ類は確認されず）。
- 平成 22 年度の修復事業により、専門家のアドバイスを受けながら、母島・父島でシロアリ対策検討のためのモニタリング強化を実施予定。

3. 検討事項と検討スケジュール（案）

- 現在、小笠原諸島の森林地においては、原生的な森林生態系の保護・保全のために、侵略的な外来植物の駆除を実施しているところ。
- 外来植物の駆除は、世界自然遺産登録に向けての大きな課題、ハードルのひとつでもあり、関係機関（NPO を含む。）が連携して、推進することが求められているとこ

ろ。

○ 一方では、外来植物の駆除木（林内残置）が、シロアリへの餌木の供給となり、島民の不安が高まっている。このため、関係行政機関が連携して、以下の項目（案）を検討し、今年度内（平成23年2月）を目途に合意を得る。

（1）シロアリ対策を推進するため、関係行政機関からなる情報共有の場「（仮称）父島・母島シロアリ対策連絡・調整会議」の設置の検討

- ・関係行政機関（関東森林管理局、関東地方環境事務所、東京都、小笠原村）
- ・とりまとめ担当（関東管理局指導普及課）等

（2）同連絡・調整会議にて、シロアリ被害の具体的対策を検討

- ・モニタリング・監視体制の強化
- ・モニタリング結果に基づく具体的対策の検討
- ・各行政機関の役割／分担
- ・予算の確保 等

（3）各関係行政機関の所掌（役割・分担）に基づき、シロアリ対策の具体的実施方法の検討

- ・各関係行政機関が実施主体となつての実施方法の検討 等

（4）その他必要な事項

- ・小笠原諸島管理計画及びアクションプランとの位置づけ 等

（参考）父島・母島におけるイエシロアリの生息とその被害・対策の概要について

(参考)

父島・母島におけるイエシロアリの生息とその被害・対策の概要について

1. 小笠原諸島に生息するシロアリの種類

小笠原諸島で発見、報告されたシロアリは以下の5種。

- 1) イエシロアリ：家屋に最も加害の激しい種類
(*森本(2001)は、コウシュウイエシロアリをイエシロアリの若いコロニーであると整理)
- 2) ヤマトシロアリ
- 3) ダイコクシロアリ
- 4) カタンシロアリ
- 5) ナカジマシロアリ

2. 父島・母島におけるイエシロアリの侵入起源

<父島>

- ・イエシロアリの侵入起源には諸説あり。
- 戦後、アメリカ統治時代に米軍の物資（建築資材）と一緒にいったというのが有力な説。
- 「米軍の物資にシロアリがいた」という事実を確認している人物が実在（平成6年10月31日付け東京新聞）。

<母島>

- 平成3年に、長浜トンネル（南側）記念植樹の椰子とともに侵入したコウシュウイエシロアリが起源との説があり。
- 平成10年、長浜周辺でコウシュウイエシロアリを発見。
- 平成18年3月時点で終息検討段階に至ったと記録もあるが、同年6月長浜トンネル以北で多数の集団を発見。
- 平成22年6月に長浜トンネル南側でコウシュウイエシロアリを発見。

3. 父島・母島におけるシロアリ被害

- 父島では、住宅地、山林を問わずかなりの高密度でイエシロアリが生息。
- 父島では、昭和50年頃から、建物のシロアリ被害が多発傾向。島民個々が、シロアリ業者に依頼し、家屋及びその周辺家屋の調査駆除を実施。
- 父島では、平成4年頃には、電灯をつけることができないほど羽ありの飛翔があり（父島）。
- 母島では、父島ほどの大きなシロアリ被害は発生していない。

4. 父島・母島におけるシロアリ被害対策経過

- 昭和 53 年：父島青年協議会が中心となって、「父島白蟻対策協議会」を発足。
- 平成 3 年：商工会が「父島白蟻調査対策委員会」を発足。
- 平成 4 年：「シロアリ対策団」の編成し、村民・小笠原村等が一体となりシロアリ対策の実施。
- 平成 21 年 7 月：母島各団体と行政（村・都）からなる「母島シロアリ会議」（仮称）が発足。
- 平成 7 年頃から、本格的な駆除予防対策を実施、今日に至る。

5. イエシロアリ被害発生ピーク時と外来植物駆除の開始

- イエシロアリ被害発生は、昭和 50 年頃から、建物のシロアリ被害が多発傾向。平成 4 年頃には、住宅地において大量の羽蟻の飛翔があり、夕刻の時間帯には灯火つけての通常生活が困難なほど。
- 1980 年（昭和 55 年）以降、マツノザイセンチュウによるリュウキュウマツの一斉枯死や台風、干ばつの影響による倒木増加等により、イエシロアリの繁殖に好条件が更に追加。
- 林野庁等行政機関による外来植物の駆除開始は、平成 14 年度以降であり、羽蟻の飛翔ピーク時（平成 4 年頃）とは異なる。

6. 父島・母島におけるイエシロアリ対策の現状

<小笠原村>

- シロアリ駆除事業の実施
 - * 年 3 回（6 月、10 月、2 月）、住宅地及びその周辺において営巣摘出、薬剤駆除を実施。
 - * シロアリ対策のための村予算：年間 15 百万円～18 百万円（対策事業、奨励金を含む）、18 年度以降母島の悪化に伴い予算は増加傾向。

（注）小笠原村では、シロアリ全体を死滅させることは不可能なことから、「人とシロアリの住み分け」を提唱し、「自分の財産は自分で守る」を基本方針としている。

<林野庁、環境省、東京都>

- 林野庁
 - ・小笠原村条例を遵守
 - ・住宅地区から約 500m 圏内の外来植物駆除の原則見合わせ
 - ・単木的な外来植物の駆除（薬剤・伐採）の実施
 - ・駆除木の有効利用
 - ・平成 21 年度に、母島石門地区でシロアリのモニタリングを実施（イエシロアリ

を含むシロアリ類は確認されず)。

- ・平成 22 年度から母島・父島でのシロアリ・モニタリングを強化。

○ 環境省

- ・小笠原村条例を遵守

(父島から母島への材木等(シロアリのつきやすい資材)の持ち込みは行って
いない。)

- ・兄島試験駆除地(国有林内)におけるシロアリのモニタリング調査
- ・母島駆除地(私有地)におけるシロアリのモニタリング調査

○ 東京都

- ・小笠原村条例を遵守

(母島で使用する工事資材については、内地から母島に直送(父島にはおろさ
ないこととしている。))

- ・小笠原諸島の公共事業における環境配慮指針(都策定)の遵守

(イエシロアリ以外も含めて外来種等の侵入拡大防止に配慮して事業を実施。)

*主な参考/引用文献

1. H13.10、森本桂：「中国と日本のしろあり(しろあり No.126)」
2. H17.3、国土交通省：「平成 16 年度小笠原諸島におけるシロアリ対策基礎調査」
3. 吉野利夫：「イエシロアリの調査と駆除法」
4. H22.5.1、小笠原村建設水道課：「小笠原村のイエシロアリについて」

22小笠原建第393号
平成22年7月13日

関係各位

小笠原村長 森 下 一 男
(公印省略)

外来植物駆除事業に係る樹木へのシロアリの侵入について

去る6月11日から14日まで、村のシロアリ対策事業において母島での点検を行ったところ、外来植物駆除事業により枯殺処理を施したとみられるアカギにコウシュウイエシロアリが侵入していることを確認しました。

確認された場所は以下の2か所です。

- ①長浜トンネル上の南側展望台、伐採しドリル穿孔痕のあるアカギの切り株
- ②二十丁峠の看板北側約300m付近の斜面上、幹にドリル穿孔及び栓をしたアカギ

母島での人為的な枯れ木や切り株が、コウシュウイエシロアリの増殖を助長することを危惧していたところ、早くもその影響が実際に確認されました。

発見された集団には羽アリが多数おり、今まさに飛び出して生息拡大する準備が整っていました。直ちに駆除処理を行いました。枯れ木や切り株に侵入することは明白です。今後このような樹木が増えると、そこに侵入・営巣して生息数が爆発的に増える危険性が高く、勢力を広げて付近の生態系を攪乱するとともに集落に接近し、村民の財産や生産物が脅かされる危険性を多分にはらんでいます。

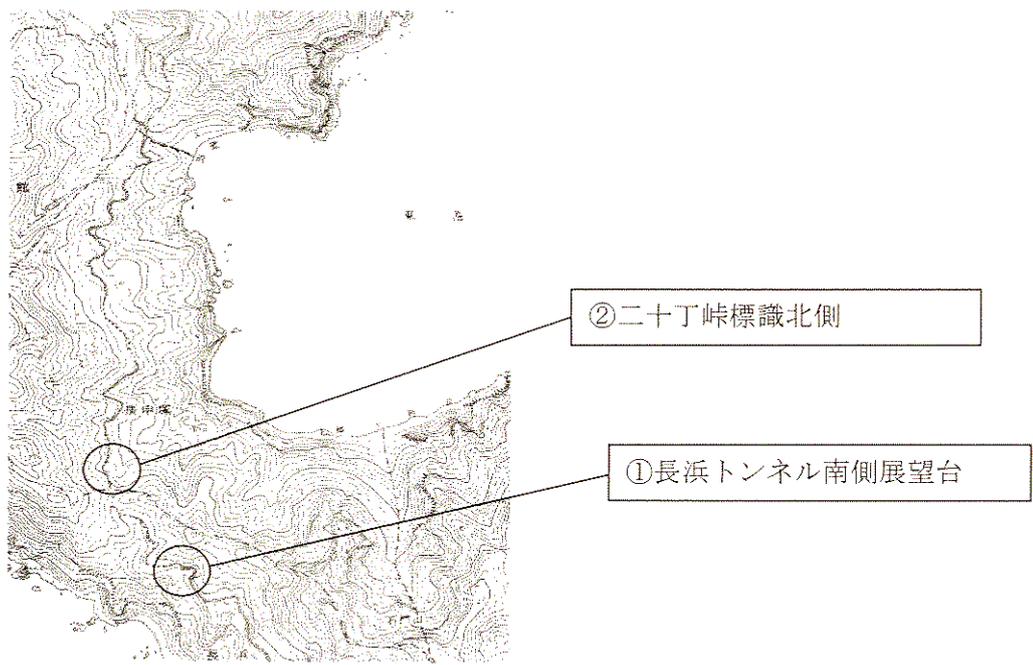
村では、長浜トンネル周辺に持ち込まれたコウシュウイエシロアリの生息が発見されて以来、トンネル以南に被害が拡大しないよう毎年点検を続け何とか抑制してきました。しかし今後、樹木駆除事業により大量の枯れ木や切り株が発生しては、村の対策規模では歯が立たず抑えきれないものとなります。父島においても同様、生息数低減を目指し対策してきた努力が水泡に帰し、村民の生活や財産に影響を及ぼすことが非常に懸念されます。

そのような事態を何としても阻止するために、事業者の責において、駆除の後処理を下記のとおり直ちに講じ、母島並びに父島村民の不安を払拭し理解を得られる万全の措置をとられることを強く要請いたします。

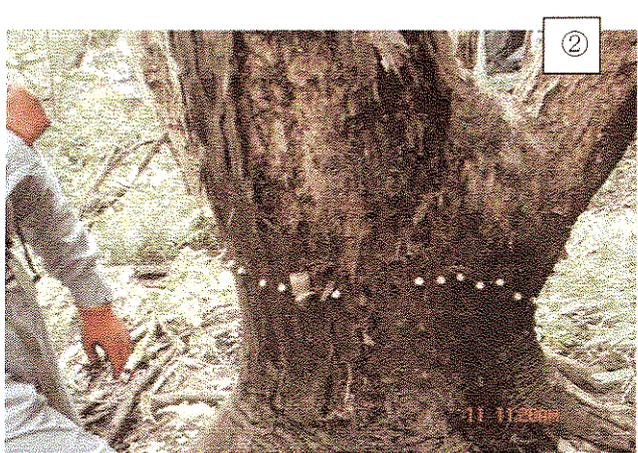
記

- ①切り株や伐採木をその場に放置せず、除去またはモニタリング等適切な対策を行うこと。
- ②枯殺処理後は、熟練したイエシロアリ専門業者によるモニタリングを最低でも3年間継続すること。

駆除樹木へのシロアリ侵入確認場所（母島）



現地侵入確認状況（平成 22 年 6 月 11 日）



別紙 2

(「平成 21 年度小笠原諸島固有森林生態系の修復に係る外来植物の駆除及び分布調査事業報告書 (H22.3 関東森林管理局)」) から抜粋

Ⅶ 外来植物駆除に係るシロアリ対策の検討

1 シロアリ対策の検討の背景

小笠原諸島の森林生態系保護地域(国有林)において、小笠原固有の森林生態系を保護するため、在来種の生息・生育環境を脅かす外来種(アカギ、モクマオウ、リュウキュウマツ、ギンネム等)の駆除(伐倒、薬剤の樹幹注入、抜き取り等)を実施している。

一方、現状では、駆除木等が林内に残置されるため、これがシロアリの餌木となり、シロアリの増加とそれに伴う住宅地域への影響が懸念されている。

このため、平成 20 年度小笠原諸島森林生態系保護地域保全管理委員会(平成 21 年 3 月 3 日開催)において、「外来樹種対策に係るシロアリ対策の検討について(別紙 1)」を提案し、平成 21 年度からシロアリ対策の検討を進めることになった。

これを受けて、平成 21 年度「小笠原固有森林生態系の修復に係る外来植物の駆除及び分布調査事業」の検討委員会にシロアリ専門家を委員として加え、シロアリ対策の具体的検討を進めることとなった。

(注) シロアリ対策は、建築物への加害力の最も大きいイエシロアリについて行う。
したがって、以下で言うシロアリとは、原則、イエシロアリのことである。

2 山林内におけるシロアリ対策検討に当たっての留意事項

シロアリは外来生物とはいえ、小笠原諸島ではほぼ全域に生息し、一斉に駆除することは不可能であるとともに、森林生態系の保護・保全の観点からも、慎重にその対策を検討する必要がある。また、自然生態系が豊かで希少種や固有種が豊富に生息・生育する小笠原諸島では、これらへの影響を最大限に抑えながら、シロアリ対策を行う配慮が必要である。

シロアリ対策を検討するに当たって、基本的に実施不可と考えられる内容は、以下の通りである。

- シロアリ駆除薬剤の大量・継続的使用 → 昆虫、水生動物への悪影響等
- 駆除木の搬出のための搬出路の作設 → 希少種・固有種への悪影響等
- シロアリ駆除実施のための過剰な踏査圧 → 希少種・固有種への悪影響等

3 国有林野内での当面のシロアリ対策

3.1 固有森林生態系の修復事業上の対策

ア. 住宅地区から約 500m 圏内の駆除作業の原則見合わせ

基本的には、住宅地区から遠い地区から駆除作業を実施する。シロアリの有翅虫の群飛の到達範囲が 500m 程度と想定されていることから、特に、住宅地から約 500m 以内の国有林については、当面、原則外来植物の駆除作業を行わない。

イ. 単木的な伐倒駆除方法の実施

特定の地区に、かつ短期間に大量の餌木（木材）を供給しないように、原則駆除地区を分散させるとともに単木的（抜き切りの）に伐倒し、皆伐的な伐倒は行わない。

ウ. 駆除木の有効利用

搬出に当たっては、希少種等への影響に配慮しつつ、ベンチ・イス、炭等の材料として利用する。利用にあたってはクレオソート等による防蟻処置を、薬品の使用量に注意しつつ行う。

3.2 試験地の設定とモニタリングの実施

ア. シロアリの飛翔距離を考慮した山林のゾーニング

住宅地区のある父島及び母島において、山林をシロアリの飛翔距離を勘案して、山林を住宅地周辺山林（シロアリの有翅虫が飛翔すると想定される住宅地域から約 500m 圏内）としてゾーニング（図 1、図 2 を参照）し、シロアリ対策を検討する。

イ. 試験地及び試験内容の概要（案）

主な駆除木であるアカギ、モクマオウ、リュウキュウマツについて、駆除木の切り株・伐倒木（樹幹）、薬剤樹幹注入枯死木等を試験木として、シロアリの餌木としての選好性、環境、生息状況、伐倒駆除木の残置方法等を比較検討する試験地を設定し、モニタリングを実施する。

試験プロットは外来植物駆除作業区域に設定し、プロット数は、蟻道の延長が最大で 70～100m 程度であることなどを考慮して決める。モニタリングの回数は設定時、3 ヶ月後、以降半年に 1 回程度、目視で食害の有無や蟻道の有無等に確認する。

試験内容は、2. に述べた留意事項に抵触しない内容とする。以下に、モニタリング試験内容（案）を例示する。

① 伐倒駆除木の搬出・集積

(条件) 森林外への搬出が可能な場合

方法1：伐倒駆除木（人力搬出可能な木）の近くに既設道がある場合、森林外の乾燥した空き地等に搬出・集積する（シロアリに対する薬剤処理は無し）。

表 7-1 試験プロットの概要

試験プロット	林外空地集積	林内集積	地面と木材の接触
方法1	する	しない	ある（接地面積小）
対照区1	しない	する	ある（接地面積小）
対照区2	しない	しない	ある（接地面積大）

(注) 伐根も調査対象とする。

(条件) 森林外への搬出が困難な場合

方法2：伐倒駆除木の近くに既設道がない場合、駆除箇所の林内に井形に集積し、防水シートなどで覆い地面に接触させない（シロアリに対する薬剤処理は無し）。

表 7-2 試験プロットの概要

試験プロット	林内集積	防水シート	地面と木材の接触
方法2	する	する	ない
対照区1	する	しない	ある（接地面積小）
対照区2	しない	しない	ある（接地面積大）

(注) 伐根も調査対象とする。

(問題点)

- ・ 集積場所を確保できるかどうか不明
- ・ 駆除木には大径のものもあり、玉切りをしても搬出・集積は困難
- ・ 小径駆除木であっても、大量の搬出・集積は困難

② 移動不可能な駆除木について（薬剤樹幹注入枯死木）

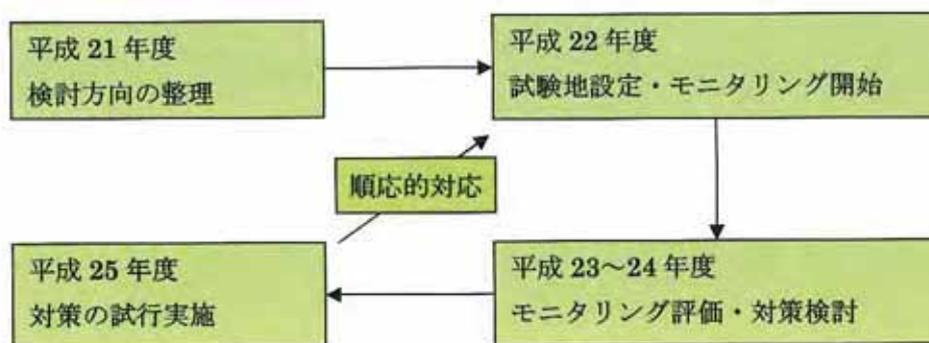
表 7-3 試験プロットの概要

試験プロット	木の状態	地面と木材の接触
方法3	薬剤樹幹注入枯死木 （伐根・樹幹）	ある（根系を含む）

ウ. 試験・モニタリングの実施スケジュール

平成 22 年度は、シロアリ対策に必要な情報収集のために、外来樹種駆除箇所等に試験地を設定し、モニタリングを平成 24 年度まで実施し、試験成果の評価を行う。

評価の結果に基づき、有効な対策が見込まれる場合には、平成 25 年度からその対策の試行を実施する。以降、試行結果に基づき、順応的な対策を検討・実施する。



4 現在実施されている他の行政機関のシロアリ対策

国土交通省および小笠原村の事業では、父島の住宅地周辺民有林及び母島の長浜トンネル北部の車道沿いを中心に巢の摘出及び薬剤処理が行われている（母島はコウシュウイエシロアリ及びダイコクシロアリ）。合わせて、「自分の財産は自分で守る」を原則とする住民向けの啓発活動も行われた。現在は小笠原村発注の駆除事業で年 3 回（6, 10, 2 月）実施されている。